

選管だより

選びます 菰野の未来を拓く人

2016(H28)

発行 菰野町選挙管理委員会
〒510-1292
菰野町大字潤田1250番地
059-391-1101

10月30日(日) 菰野町議会議員選挙投票日

◇投票時間:午前7時から午後8時まで

選挙日程

- * 菰野町議会議員選挙立候補予定者説明会
平成28年9月30日(金)
<午後2時~> 【菰野町役場4階第404会議室】
- * 菰野町議会議員選挙立候補予定者届出書類事前審査
平成28年10月18日(火)
<午前10時~午後3時> 【菰野町役場2階第206会議室】
- * 告示日
平成28年10月25日(火)
- * 立候補受付
平成28年10月25日(火)
<午前8時30分~午後5時> 【菰野町役場4階第404会議室】
- * 選挙人名簿登録縦覧期間
平成28年10月25日(火)
<午前8時30分~午後5時> 【菰野町役場2階第206会議室】
- * 期日前投票
平成28年10月26日(水) ~ 平成28年10月29日(土)
<午前8時30分~午後8時> 【菰野町役場2階第206会議室】
- * 開票(選挙会)
平成28年10月30日(日)
<午後9時15分~> 【菰野町体育センター】

投票所・開票所

第1投票所
菰野町B&G海洋センター

第2投票所
菰野地区コミュニティセンター

第3投票所
鶏川原地区コミュニティセンター

第4投票所
竹永地区コミュニティセンター

第5投票所
朝上地区コミュニティセンター

第6投票所
小島地区集落センター

第7投票所
菰野町農村環境改善センター

第8投票所
菰野町立菰野保育園

開票所
菰野町体育センター



入場券はすぐに確認をお願いします。

投票所入場券は、10月20日頃から封書で世帯主宛にお届けする予定です。ひとつの封書には、住民登録上同じ世帯の方について、4名までの入場券が入っています。5名以上の世帯の場合、封書が2通以上に分かります。入場券が届かない場合や他の世帯の入場券が間違っ届いた場合などは、選挙管理委員会までご連絡ください。万一、入場券が届かない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票はできます。

投票できる方

- (1) 選挙人名簿に登録されている方で町内に住所がある満18歳以上の方
 - (2) 今回の選挙人名簿に登録される方(次の項目に該当する方)
 - 年齢 … 平成10年10月31日までに生まれた方
 - 住所 … 町内に住所があり、平成28年7月24日までに住民登録し、投票日まで引き続き登録をされている方
- * ご注意 (次の項目に該当する方は投票できません。)
- 平成28年7月25日以後に転入された方
 - 平成28年7月24日以前から菟野町の住民基本台帳に登録されていたが、選挙を行う日までに転出された方

投票日に都合の悪い方は？

- * 下記の手続きを確認ください。手続きは、期日前投票を除き、郵便によるものです。告示日から投票日までの期間が短いことから、郵便が間に合わず、投票が受理できないことがあります。投票を希望される方は、お早目に菟野町選挙管理委員会までご連絡願います。

期日前投票

10月26日から29日までの午前8時30分から午後8時までの間、菟野町役場第206会議室で投票することが出来ます。
お手元に入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿上で確認できれば、投票できます。

遠隔地に滞在している方

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している場合があります。

このようなときは滞在先の選挙管理委員会ですら不在者投票をすることができます。告示日(10月25日)より前に投票用紙を請求いただけますので、なるべく早めに請求してください。

病院、老人ホームに入所中の方

都道府県が指定する不在者投票施設(病院、老人ホーム)に入院、入所中の方は、当該施設において不在者投票ができます。不在者投票をされる方は、当該施設の病院長、施設長等にその旨を申し出てください。

郵便による不在者投票

次の条件に該当する方は、郵便投票の申請が可能です。

身体障害者手帳をお持ちで、

「両下肢」若しくは「体幹」の障害若しくは「移動機能」の障害で1級又は2級の方

「心臓」、「じん臓」、「呼吸器」、「ぼうこう」若しくは「直腸」若しくは「小腸」の障害で1級若しくは3級の方

「免疫」、「肝臓」の障害で1級から3級までの方

戦傷病者手帳をお持ちで、

「両下肢」若しくは「体幹」の障害で特別項症から第2項症までの方

「内臓機能」の障害で特別項症から第3項症までの方

介護保険の被保険者証に記載の要介護状態区分が「要介護5」の方

* ご注意(事前準備)

郵便投票を利用するには、「郵便投票証明書」が必要です。菟野町選挙管理委員会に対し、あらかじめ申請いただく必要があります。(郵送を伴いますので、「郵便投票証明書」の交付には数日お時間を要します。)

詳しくは菟野町選挙管理委員会までお問い合わせください。

今回の選挙は、皆様の代表者を選ぶ大切な選挙です。
町民の皆さんが今後どのような町にしていきたいか、また、今、何が必要なのかなどのお考えを1票に託す機会です。
「投票する」という権利を有効に活用しましょう。

選挙制度等に関するお問い合わせは

菟野町選挙管理委員会

391-1101、Fax 394-3199